

第十九回 参議院人事・労働連合委員会會議録第一号

昭和二十九年五月十三日(木曜日)午前十一時三十六分開会

委員氏名

- 人事委員 委員長 松浦 清一君 理事 重文君 理事 千葉 信君 理事 宮田 重文君 理事 松本 昇君 理事 後藤 文夫君 理事 溝口 三郎君 理事 山川 良一君 理事 湯山 勇君 理事 紅露 みつ君
- 労働委員 委員長 栗山 良夫君 理事 清一君 理事 田村 文吉君 理事 愛知 一君 理事 大屋 晋三君 理事 中山 壽彦君 理事 吉野 信次君 理事 河井 彌八君 理事 阿具根 登君 理事 吉田 法晴君 理事 赤松 常子君 理事 寺本 廣作君 理事 市川 房枝君 理事 大山 郁夫君

出席者は左の通り。

人事委員

- 委員長 松浦 清一君 理事 宮田 重文君 理事 千葉 信君 委員 松本 昇君 委員 湯山 勇君 委員 紅露 みつ君

労働委員

- 理事 井上 清一君 理事 田村 文吉君

委員

- 吉野 信次君 河井 彌八君 阿具根 登君 寺本 廣作君 市川 房枝君 加藤 五郎君 田上 辰雄君 入江 誠一郎君 施本 忠男君 安井 謙君 中西 実君 熊登御堂定君 磯部 巖君 高戸 義太郎君 土生 滋久君
- 総理府事務官 (内閣総理大臣官房秘書官) 田上 辰雄君 人事官 入江 誠一郎君 人事院事務局長 施本 忠男君 労働政務次官 安井 謙君 労働省労働局長 中西 実君 事務局長 熊登御堂定君 常任委員 磯部 巖君 常任委員 高戸 義太郎君 常任委員 土生 滋久君 郵政大臣官房人 土生 滋久君 事務給与課長 土生 滋久君

本日会議に付した事件

○国の経営する企業に勤務する職員の手給与等に関する特例法案(内閣送付)

〔人事委員長松浦清一君委員長席に着く〕

○委員長(松浦清一君) それでは人事・労働の合同委員会を開会いたします。国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法案を議題といたします。

たします。質疑のあるかたは順次御発言を願います。

○田村文吉君 二、三のことを伺いたいのではありませんが、これは問題が非常に大きい問題であるのですが、現在のいわゆる公共企業体類似の官庁における給与の問題ですが、ひとりそれだけではない、公共企業体もそうであるし、民間もそうであるのですが、家族手当というふうなものが未だについている。給与の体系というものが非常に複雑になつていてと申さなければならぬが、その中において一番各国に例を見ないような家族手当という問題であります。今度の法案の第五条によりまして、能率の向上によつて収入が予定より増加したような場合には、その金は大臣の了解を得た上で給与することができると。こういうふうなことがなつていますが、そういう觀念、つまり働く人の働く能力によつて支払われるという考え方と、今までのようにインフレ時代であつてどうも物価が非常に上る。従つて給与は先ず救済的の意味で給与を支拂つていっているという觀念がずつと続いて残つて来ています。このことの起りは大体役所がそういうことをやつた。そういうことからこれが民間にも順次広まつておりました。未だにそういう制度が残つておるのであります。こういうことは私は日本の経済の再建という建前から考えるという、当然に正され、支払われるべき給与は、その能率によつて支払われるということが当然であるかと思ふ

のであります。人事院の御意見並びに総理府のほうの御担当の係として、これがいわゆる今後民間に對しても、あらゆる公共企業体に對しても、範をなすのであるから、どういふ時期にこういうものを本給に繰入れるのか、何とか方法を考へて給与の単一化を圖つて行かれるおつもりか、これを一つ伺ひたいのであります。

○政府委員(田上辰雄君) 給与担当大臣がこの席においでになります。私の席から只今田村委員の御質問につきましてお答えをいたしたいと思ふのであります。

公務員の家族手当その他の手当の存置してあります一つの考え方と、只今お話になりました五現業のこの特例法の出でおります能率の成果に基いて特別の手当を支給するという考え方、この二通りが手当てとして考えられておるのであります。家族手当のほうに各人の生活に必要な費用を見て行こうという一つの考え方と、働いてそして能率を上げた際、その御褒美として能率的な考えから手当をやらうというこの二つの考え方は、共に一つの手当を支給する上において、各方面に考へていふところであると思ふのであります。いずれが適當であるかどうかという根本問題につきましては、これは議論のあるところだと思ふのであります。現在の制度の下においては、一応両方の考え方をとつていふのであります。併しながら各種の手当が非常に複雑であるというお考え

は、これは御尤もなことでありまして、政府におきまして、先に地域給の手当につきまして、これをできるだけ本俸にも繰入れて簡素化して行こうという考え方をとりまして、地域給の従来五つあつた段階を一つせめて、そしてこれを本俸に繰入れるという方法も最近にとつたような次第であります。併しながら只今御質問になりましたような根本的な能率給ということ、生活給という問題をどう調整して行くか。或いは本俸に繰入れて一本化するという大きな問題につきましては、近く発足いたします公務員制度調査会におきまして、人事院勧告の給与基準等の関係もありますので、恐らくこの点につきましては、いろいろ検討が加えられて行くであろうかと存するのであります。その段階における研究の結果を待ちまして、田村委員の御質問にお答えをいたすほかにはありません。これ以上のことは私からはお答えできないと思ふのでございます。

○田村文吉君 人事院出ておられますか……人事院のかたは今申上げた質問をお聞きになりなつていないかと思ひますが、お聞きになつておりますか。

○政府委員(入江誠一郎君) 今参りましたものであります。

○田村文吉君 甚だ重複いたしました。恐縮でございますが、今家族手当というものが残つていて、これはいわゆるインフレが非常に激しく動いていました場

合において、やむを得ず生活給という
ようなことで官庁が始めになった。
それへ民間も右へならへしてやつて来
た。併し日本の再建というものをやる
場合に、本当に働く人が働いた報酬を
受けるということではなければ、本当の
再建というものができないのだ。然る
に未だに家族手当というようなもの
の、いわゆる生活給の形が多分に取り
残されているが、一体これはいつまで
お続けになるつもりなのか。で私は、
この問題につきましては、人事院の御
見解は、別に今日承わりたいと思いま
すが、なお、政府の見解としていつま
でこんなものを続けてお行きになるの
か。一応インフレーションというものは、
まだ今後続いて行くというふうな
お考えで、そういうものをいつまでも
お残しになるのか。今日、今もお話の
ありましたように、給与の単純化とい
うことはどこでも望ましいことになつ
ているが、そういうようなことが未だ
に残っている点から考えて、政府とし
ては方針はもう大体おきめになるべき
時期であつて、ただ審議会に藉口し
て、審議会の議を経なければ政府の意
見がきまらんじや私はいかんと思う。
そういう意味におきまして、これは私
どもは、本委員会が合同審議会が続け
られるとも思いませんから、あとで私
も所管の労働大臣から御答弁頂いても
結構なんでありまして、政府のまとも
まつた見解を一つ私は知りたい。こ
ういうのであります。その前に現在の人
事院としてはこの点についてはどうお
考えになつてゐるのか。この点を一つお
伺いいたします。

○政府委員(入江誠一郎君) 只今の問
題につきましては、人事院の見解をお答
え申上げたいと思ひますが、お話の通
り、給与の単純化と申しますか、現
在御承知の通りいろんな手当がござい
まして、これを成るべく本俸に統合し
たしまして、給与の単純化と適正化と
公平を図るということと、一面お話の
通りだん／＼経済の安定に伴いまし
て、生活給の部分と同時に、又職務給
の部分も考えなければならぬというこ
とも事実でございまして、けれども、そ
れは現在の段階におきましては、御存
じの通り大抵民間給与の状況から申し
まして、家族給というものは、むし
ろ公務員の給与よりも多いような部分
がございまして、まあ併し、大体現在の
公務員の家族給も民間の給与に準じて
現在その算定をいたしているものであ
ります。直ちにこれを解消いたす
にいたしまして、この本俸に繰入
方につきましては、この問題がござい
ますので、今後十分研究いたしたい
と思ひますけれども、早速これを廃
止するといふ段階ではないと思つてお
ります。

○田村文吉君 今、早速御廃止なされ
てはどうかということは何つたわけ
でもありませんが、一体、いつになつた
らこれをなさるおつもりか。こういう
ような点を、一体、そういうことにつ
いて御検討になつていて、まだインフ
レの状態が今後続くのだ、だから生活給
の支給は誠に不本意ではあるけれども、
残さざるを得ないのだというのか。そ
ういふ点は、はつきり一つ私は承わ
りたい。一体、働いても働かなくても、勉
強しても不勉強でも、家族の多い人が
余計金をもらつていふような形を今後
ともあなたは残すということがよいの
か。これじや日本の再建というものは

できないのだと、こう私は考えるから、
今度のような法案が出て来たことも、
一つは、大いに能率を増進してもら
つて給与を上げようじやないかと、こ
ういつた一つ法案が出てゐる。それに
対して、人事院は、先ず能率給の場合
も考えなければならぬが、そういう
生活給を残さなければならぬというお
考え方が、私もはる／＼非常にマンネ
リズムで、もとの通りのお考えで、変
つていないと、こう私は考えますの
で、それでどうお考えになつておる
か、一体いつ頃になつたら、それを直
すという考えを持つてお進みになつて
おるのか。今すぐ明日からおやりなさ
いと申しておるわけではない。又今家
族給をすぐい／＼別に全部本俸に
繰入れるといふことはできないはずで
す。そういう点は無論ありまして、
併し今私は寧ろよく知りません
けれども、世界の今経済でアメリカで
もイギリスでもドイツでも、そんな家
族給というふうな形ではやつてゐる
のは非常に少ないのではないかと、こ
う思ふのですが、そういうような点をどう
お考えになるか、こういうことを先ず
人事院の御意見を承わつておきたい。

○政府委員(入江誠一郎君) 只今の御
説も御尤もと存じますけれども、御
存じの通り、公務員の家族手当と申し
ますのは、六百円と四百円、妻及び長
男が六百円、その他四百円でございます
して、殆んどそれがまあ何と申しま
すか、生活給といふことを給与問題とし
て大きく言えますかどうかも一つの問
題だと思ひます。又現在の公務員の給
与の状況から申しまして、家族の多い
者と少ない者の家計の状況が相当そこ
に、又負担の程度が違ふことも事実で
ございまして。かた／＼只今お話の通り
これを本俸に繰入れますことも、又非
常に困難な問題もございまして、財
政問題とも関連いたしまして、早急に
これを廃止することは困難ではないか
と思ひます。併しお話の次第もござい
ますので、今後十分研究いたしたいと
思ひます。

○田村文吉君 一体、それが正当で、
今後とも継続して家族給というものが
あるべきが本当だとお考えになつてお
るのですか。

○政府委員(入江誠一郎君) これは私
個人の見解になりますけれども、現
在の段階におきましては、やはり家族
手当がありまことが適当だと思つて
おります。

○田村文吉君 これ以上に人事院にそ
の問題についてお伺ひしても御答弁は
伺えないと思ひますが、内閣のお考え
を丁度今日は労働政務次官が出てお
られますので、内閣としては、これに對
してどうお考えになつておるか、これ
を一つできるだけ早い機会に方針をお
示しを頂きたい。私は経済の再建とい
うものは、そういう点から出発しなけ
ればならぬと、こう考えます。が故
に、政府において、そういう見解をは
つきり一つお知らせを頂きたい、こ
う考えます。政務次官のそれに対する
御答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(安井謙君) 御存じの通り
労働省が直接関係いたしますのは民
間の給与及びこの三公社五現業とい
つたようなものでございまして、給
与の考え方としては、給与とい
うものは働きに應じたものが原則であ
ることは当然であらうと存じておるの
でございまして。ただこれが戦後の過渡
期と申しますか、インフレーションの
影響もございまして、いろいろ複雑
な形をとつて来ておる。今日の実情
に十分適さない面もあるように考えら
れておる次第でございまして。田村委員
のおつしやるような御趣旨は私も非
常に御尤もだと考えております。ただ
現実といたしまして国家公務員やその
他につきましましては、まだそれ／＼技術
的或いは内容的に検討の余地もあらう
かと存じますので、今少し慎重に検討
をいたしたいと存じます。併しお話の
ように傾向としては、我々十分これを
考えて、今後の給与体系を考えて行か
なければいけないと、こう考えており
ます。

○田村文吉君 ただ内閣からそういう
問題についての、まともな御見解を
一つ労働大臣のお口から結構でござ
いまして、どういふふうにお考えでお
る、今後についてですね、そういうこ
とを承わられるより御執断を願ひたい。
私から労働政務次官にお願いしたいこ
とはそういう意味です。あ、丁度お見
えになつたから……。

今加藤国務大臣がお見えになりました
が、同じことを二度も三度も繰返す
のも恐縮でございまして、大体御説
明をお聞きと頂いたものと考えます
が、私は今日必ずしも加藤国務大臣か
ら即座に御答弁を頂かなくてもよろし
いのですが、戦争中から戦後のインフ
レ時代に非常に増額して参りました生
活給のような家族手当というものを、
いつまでもこれを残しておくのか、こ
んなことをしている日本の再建とい
うものはできないんだ、よく働く人
が、働きに應じて給料をもらふとい
ふことではいけないのだ、こう思

のでありますので、それに対しては、これは問題が非常に大きく関連が多いのであります。而も家族手当を一番先に始めたのは官である、公務員が始めて、それから民間に移った、そういう関係でありますから、私は先ず公務員、或いは今のこういう重要産業等におきましてどういふふうに進めたいかという点について、ただ審議会の議を経てというだけではいかんので、政府はもう少しこの経済の難局に処して、はつきりとした御見解をお立てになるべきでないか。で、どうお考えになるか、いつ頃になつたらこういうものをやめて正常な給料支給の形に移るのか、こういうことを伺いたい、こういうわけでありました。

○國務大臣(加藤鐵五郎君) 只今田村さんからお話を家族手当、その他地域給とかいふものが出ておられますが、これを単純化したらばどうか、こういう御趣旨の御質問であらうかと考えますが、私の気持ちを申し上げますれば、本来は公務員自己の能力と申しますか、技術と申しますか、本人の技術、学歴、能率ということと本位としてすべて俸給は支払われるべき原則であると思ひますが、これは私細かいことはわかりませんが、戦時中徴用したような場合があつて、国家が徴用したような場合は、家族全体を扶養する義務を持つておられますが故に、いろいろ家族手当というものがそこに現れて来ておることであらうとこゝろ思ひますが、本来は私は地域給とか家族手当とかいふことは抜きにいたしまして、技術、経歴、能率というふうなことを本位にして行くべきではあるまいかとこゝろ思つております。併しな

がら一時にこれを廃止いたしまして、本人のみの能率によつて支給するといふことは一時的にはできませんが、これは一本化して行くべきものであらうとこゝろ思ひますが、直ちにこれを一本化するといふことは技術上相当困難なことではなからうかとこゝろ思ひますから、只今公務員制度審議会というものを漸く人選も終りましたので、それからこゝろで一つとくど研究をして頂きます、御期待のような方向に進みたいとこゝろ思つております。従つて時期はいつからということは、これは私が今命令できませんが、ただ、のんびりだらりと審議会の議に任せておくといふようなことはせたくても、政府みずから積極的な意図を以ちまして、速かに具体化するよう努力してみたいと、こゝろ思つております。

○田村文吉君 私のお尋ねしましたのは家族手当に関する問題であります。が、その他の給の形態が非常に複雑化していることを単純化するといふことは、私も願ひたいことだと思ひますが、これは或る程度まで考へて行く必要は実問題としてある、こゝろ思ひます。は考へております。例へば月収二万円所得のある人たちが東京におられますと、市民税は年額四千三百円でございます。私は今ここに正確な数字を持ち合せておられますが、大体五千元以内であります。ところが青森であるとか或いは新潟県の高田であるとか、福井であるとかといふようなところになりますと、年額八千円から一万円払つておられます、市民税を。それはその土地が貧乏でございいますから、結局同じ公務員でも東京にいる場合には五千

円の市民税、つまり一カ月四百円の税金で済むのであります。が、併し地方のさういふような辺鄙なところへ参りまして、而も雪害地帯のような経費のかかるところは、いろいろの経費が市町村で要りますために、その倍額以上払つておられます。だから四百円から五百円以上を毎月月額二万円の収入で払つておられる。ところが地域給のほうはどうかと申しますと、さういふところはあべこべに低いのであります。こゝろ思ひます。があるのですが、これは私は人事院にお伺ひしたいのですが、こゝろ思ひます。が非常に違つておられることは人事院は御承知でございまいしょうかどう

か、先ずお伺ひしたい。○政府委員(入江誠一郎君) 公務員の給手に伴います税金の問題も十分研究いたしておられます。○田村文吉君 今私のお尋ねしたことについて、市民税がそれだけの違いがあるんだが、さういふことは御承知の上で、地域給といふものは御発案になつておられるのですかどうかといふことをお伺ひしておるのです。○政府委員(入江誠一郎君) もとより税金の問題は、お話を通り個人の負担の割合といふ関係から、比較的富裕府県或いは富裕都市の公務員のほうが軽いことは事実でございいます。併しな

ら又一面、例へば大都市におきましては交通費が要りますとか、或いはその他の消費関係の物が多いとか、いろいろの關係がございまして、大体御存じの通り公務員の給手は、その地方の一般の国民の給手とバランスをとつておることが、一つの給手決定の基準になつておられますので、やはりその土地々々或いは地方の税金その他の支出も含めまして、民間の生活状況といふものと勘案しながら、やはり大都市のほうが負担が多いという見解の下に、地域給を設定しておるものであります。さういふ意味から、現在の地域給の大体の割合といふものは相当のものであらうと考へます。

○田村文吉君 今さういふ御答弁でございしますが、人事院では市民税の税金がどう違ふかといふところまでお調べになつていないと思ひますが、おやになつておられるとおしやると私はちよつと伺ひたいのですが、事実お調べになつてそれをおくみとりになつていますか。○政府委員(澤本忠男君) 只今入江人事官から申上げましたように、地域給の設定につきましても、その土地々々の実質給手といふものをひとしくしようといふことでやつております。又税金のこの御質問であります。各地における市民税といふものを全部調べ上げるというところは事実上困難であります。我々のところでは決してそのことについて無関心ではありませんが、むしろ非常な関心を示しております。相当程度の都市或いは町村につきまして、さういふ資料をいろいろ収集いたしておられます。又それを参考にいたしておる、かような状況であります。

○田村文吉君 さうなすつていらつしやると言へば、私は笑つ込んで細かい問題まで言うわけではありませんが、いかに、実は市民税がそんなに違つておるさういふことを、私も発見したのは最近なんです。最近なんでもありませんが、さういふことにかかわらず、今の地域給は各県の各都市について一々おきめになつておる。さういふやうな

ことがもう誰が見ても、今のその点一つ見ても、非常に不公平であるといふことが私どももすぐわかる。すぐわかるんだが、その点をお調べになつておるとおつしやれば、私はもう何をか言ひませんが、併し若しさういふ点について十分な点がございまいらう、地方行政のほうでもなか／＼この数字をよう御発表になりませんが、お調べになりまして、さういふ点を考へておあげにならんといふと、そここへ転動を命ぜられた場合に、その人は非常に困る。どうも途方もない、東京なら月に四百円で済んだものが、今度田舎に行つたら八百円の税金をとられるといふことは、事実地方の公務員のかたは困る。さういふ場合がありましから、私はお調べになつておつしやれば、それで結構ですが、なお、十分にさういふ点について御斟酌になりまして、さうしてなさるべきではないか、かように考へますので御忠告申上げておきます。

○千葉信君 只今の田村委員の質問に対する人事院を含む政府側の答弁といふのは不統一で、而も不勉強で醜態を暴露したものと云えると思ひます。今田村委員が質問された問題は、現行給手体系の中には、民間を含んで家族手当の制度がそのまま継続されておる。而も今回の提案された法律案によつて、能率に該当する手当を支給する余地をこの法律ではつぎりと、従来の給手法の建前から一歩前進して提案されて来ておる。そこで一体給手の体系を能率給の体系へ持つて行くといふ考へで政府はいるのか。そして又一方的に家族手当乃至は又地域給などいふものも含んで生活給の体系をそのまゝ一方

的に存置するという方向へ進んで行くのか、この点に対する疑問を田村委員は問ひました。而もそれに対する政府委員の答弁、中でも田上政府委員の答弁のごときは、政府としてはどつちがよいのかかわからない、どつちも合理性がある、こういう答弁がありました。人事官としては、従来の給与の問題を年余に亘つて研究しながら、こういう問題に対してはどういう方向に持つて行くべきかということについては、明快な答弁が当然なされなければならぬと思います。まあ加藤さんはたま／＼勘で以て答弁されたその答弁が、かなりこの問題については正鵠を得た答弁をしておられると思うのです。給与については当然これは學歷とか或いは能率に応じて支給されなければならぬものだと思います。それが正しいものだと思ふ。まあそう言つて加藤さんはたま／＼勘で以て正鵠を得た答弁をされておられますけれども、それ以後の答弁に至つては、例えば戦時中に徴用された徴用工に対する給与は、家族手当を含んでいた云々の答弁に至つては、これはまあ不勉強を暴露したものだと言へると思うのです。そこで私はお尋ねをいたしたいと思うのだけれども、これはまあ田村委員の聞かれた、例えば家族手当のような、或いは地域給のような生活給の要素を持つておるものについては、これはいづかというのを田村委員は聞かれましたが、政府のほうからそのいつということについては、まあ今はいろいろ事情で言えないということ答弁されておりますが、これを整理する時期というもののは、必ずはつきり答弁できると思ふのです。その時期というの

は、こういう生活給の体系を払拭できるような給与の水準を持つて行くことにしなくちゃならないと思うのです。だからその意味ではそういう時期が来たら、こういう生活給の要素を持つておるものは、政府としては整理をするということがはつきり答弁できると思ふのです。まあそういう時期の問題もありますが、根本の考え方から行けばですね、正しい意味の給与は本来その労働の価値に応じて支給されなければならぬはずなんです。ところが今の給与の水準から行きますと、これは民間もそういう状態にありますけれども、特に公務員なんかの給与の水準なんかは、まだ惨めな生活給の段階にあるのです。まあ政府の統計からいって、一般のエンゲル係数は五〇そこ／＼というところになっておりますが、公務員の場合はおしなべて六〇くらいです。これははつきりしておるのです。而もそういう非常に安い生活給の体系の中で、若しも今田村さんが仮に言われたように家族手当、これはもう正しい意味の労働の反対給付という条件から行くと、不当じやないかということから進めて行けば、家族手当なんかは廃止されなければならぬ。併しそういうことのできない現在の給与状態なんです。まあそういう問題に対して明確に答えるべきだと思ふのです。明確に答えるべきだということは、今の生活給という、こういう水準ではいろいろな給与の一本化とか乃至はこういう生活給の要素を持つておるものを整理すべきだという根本の方針は、当然であるけれども、今のこんな水準ではそういうことを考えてもできやしないのです。こういう点をはつきり政府

としては統一した答弁をすべきだと思ふのです。而もこれは今回始まつた問題ではないのです。従来何回もこういう問題では国会で論議されておる。人事院は勿論のこと、政府としても当然このことについては、いつでも明快な答弁がなされなければならぬと思ふのです。まあこの点では加藤さんに就任間もないから、そう追及することはできないかも知れないけれども、併し聞くところによると、加藤さんはみずから進んで給与を担当されたそうでありまして、而も引継ぎについて、大体完了して、この委員会にも何回も臨んでおられるのですから、こういう点については、もつと明快な答弁を私にはしないならば、政府は醜態だと思ふのです。この点については加藤さんと入江さんのほうから、私の今申上げたことが関連しておるかどうかはつきり御答弁を願ひたい。

○国務大臣(加藤 五郎君) その事態から申しますれば、確然としたほうがよろうかと思ひますが、実際に能率給のほうから行きますと、直ちに能率給に一本に切替へる、いや、地域給を廃する、生活給をやめてしまふということとはなか／＼技術的に困難なことでありうと思ひますが、漸次これは直すというほか、これは途がない。殊に地域給のごときは物価もだん／＼均衡がとれるようになりますれば、これも直すときがあるが、一挙にしてこれをどちらの方向に向けるかというところは困難なことなんで、実際政治面としては、除々にそういう方面に進んで行くというこのほかはお答えできんと思ひます。

○政府委員(入江 誠一郎君) 人事院としまして、只今加藤国務大臣からお述べになりましたことと結局において同一になると存じます。この給与が如何にあるべきかというところは、勿論只今千葉さんからお話がございまして、勿論その職務と責任に応じて支払ふべきものでございまして、まあ従つて家族手当その他のいわゆる諸手当というものは、先ほども申し上げました通り、一本になるべきものでございまして、併しながら現在の段階におきましては、やはり生活給の部分と言いますか、そういうものが生活の実態から申しまして、整理が困難であることが一つ、並びに先ほど申し上げました通り、技術的にこれを整理することには相当困難性があるじやないかと思ひまして、やはり経済の状況なり、公務員の家計の状況並びに国のほうの財政の問題と視み合せて解決いたしませんと、当分の解決は困難ではないかと申しましたのは、そういうことなんです。

○千葉信君 まあ人事官の答弁も少しそういう点を含んでおりますが、主として問題が技術的に困難であるかのような印象を与えるような答弁でした。これはそんなことじやないのです。飽くまでも財政上の問題、而もそれは財政上の問題だけに止まらず、その財源を割こうとしない政策にあるのです。それがこういう生活給の体系に、給与の体系が一方では能率給の体系を持つて行かなければならぬといふことを考えながら、而も片方では給与を一本化するとか、或いはこういう

どういふふうにお考えになつておられますか。

○政府委員(入江誠一郎君) 只今のお尋ねの御趣旨は、今回の特例法によりますと、一般公務員よりも特にこの第五条その他の趣旨から言つて、能率給の部分を含んでいるのじやないかと、御趣旨でございしますが、人事院として、或いはお答えを申し上げることが不適当な点があるかも知れませんが、私も、私たちの了解いたしております問題は、私たちが了解いたしております公務員につきましては、やはり一般の公務員につきまして、現業企業官庁でございしても、或いは企業官庁以外の一の公務員におきまして、趣旨はどこの公務員も職務に就いて給与を支払われるべきものでございします。ただ企業官庁におきましては、一つの独立採算制と申しますか、やはり職員は力或いは能率の如何によりまして企業の成績が上りまして、それによつて相当な独立会計としての収入が上るといふ点から、一つの給与問題につきましても、いわゆる一つの能率といふことのみを言うのは如何かと思ひますが、能率的部分が大きく取上げられるのでございします。御存じの通り、現在におきましても一般公務員につきましては、年末その他におきまして勤勉手当が出来ますのでありますが、これはまあ従来から御存じの通り永い沿革がありまして、理業企業官庁につきましては奨励手当といふものがございまして、そういう一つの能率に近づけた奨励的な手当が出ておられますのでございします。これにつきましては、例えば郵便局系統でございしますとか、或いはその他の勧誘的な業務でございしますとか、その他につきましては、又それ以外のその

一つのやはり奨励的、能率的給与制度が従来から採用されておりました、まあそういう関係から、むしろこの従来の沿革なり、実績をも尊重しながら、今回の特例法がこれを総合的にきめられていふのじやないかと存じます。

○阿貝根登君 人事院のほうにもう一つ申しておきますが、いわゆるいつもこの給与の問題のときには、非常に複雑である。複雑であるため一本化するために非常に苦勞をしておられると私は思ふ。ところが国家公務員法におきましては、給与の根本原則としては職員の職務の内容と責任に応じてというところが言われている。同じ給与のこの根本原則に、このたびは能率を考慮しなければならぬといふことを入れられているといふのは、私は考えが別であると思う。そういう給与体制で、例えばこれが能率賞与と、こういうふうなものであれば又別だと私は思ふ。ところが給与の根本原則の中にそれが入つていふ。片方は入つておられない。こういう問題についてどうお考えになつておられるか。

それから加藤國務大臣は御返事なかつたようですが、さつきのやつで、ちよつと私はまだ納得の行かない、二人のかたの、委員の質問に対するお答が、例えば問題になつておられます家族給の問題につきまして、これは純然たる生活給だと思つておられます。それと当然直さなければいけないといふことはわかりますけれども、ただ事務的な或いは経済的なといふことよりも、私は憲法で示されているように、最低の文化的健康な生活のできる状態ができてから、初めてそういうものは除か

れるものだと、私はこう思ふのです。これに対する加藤大臣、明快なお答えをお願いいたします。

○政府委員(入江誠一郎君) 人事院のほうから先にお答えいたして頂きますが、先ほど申し上げました通り、企業官庁その他現業職員につきましては、一般の行政的な非現業職員に比べまして、能率的給与を申しますか、いわゆる奨励的或いは褒賞的、一つのこの実績、現業の企業に伴う実績による給与制度といふものが今ございしますわけでございます。今回のこの特例法はそういう企業官庁に特別な総合的な給与制度が設けられることとございします。従来からすでに採用しておりますところの、そういう一つの方針を根本方針としてここに定めるわけであらうと思ひまして、人事院といたしましては、これは適當でないかと思つております。

○國務大臣(加藤五郎君) 只今阿貝根君の御質問は、憲法に最低限の生活を営む権利があるといふことであるが、この生活給といふものはそういう意味であるか、こういうお話であります。私の氣持を申しますが、一般職員の給与といふものは、只今は生活給といふものは含んでおりますが、憲法に示されたのと、一般の職員の能率に応じて出す、支給するといふことは、固然とした區別があるかどうかといふことは、私言にくいのでございしますが、これは別個に考えるべきものではなからうか、完全に別個だとは考えませんが、原則としては別個に考えるべきものじやなからうかと、こう思つております。

○阿貝根登君 大臣がお答えになりましたのは、給与としては學歴、能率、経験等で出さなければいけないということの前提として地域給、家族給はなくするのだといふことなんです。それで、私もそれは当然いつかの時期が来たならば、それはなるかも知れませんが、併し今の職員の生活といふものは、そういう段階に全然立至つておられない。いわゆるこういう問題を論議するときに、憲法で保障される程度の生活が保障された場合に、私はそういうことは考えらるべきである。こういうことは言つておられるわけなんです。ところが大臣の答弁では、事務的に或いは財政的にというふうな言葉がある。だから私はそういうことでなくて、生活が安定した上において、そういうことを考へられるのだ、こういうふうにお考へるが、どうですかと言つておられる。

○國務大臣(加藤五郎君) 私が先刻来お答えいたしましたことはいわゆる學歴だとか、技術、経験、まあ一口に申しますれば、その人の能率といふこととこの職員の給料といふものは出すべきものであるといふことは原則であります。私が、私はそういう体系に行くべきが原則であると思ひますが、今この生活給が支給されておりますし、又地域給がありまして、又その他場所によりまして又ほかの手当も出ておることでありまして、今一時にこれを私の言うようにならうと向けるといふことは、技術上のみならず、實際問題として困難なものであると思ひますが、故に、漸次そういう方向に持つて行きたい、かように考へておる、こういう

わけでございまして、直ちに能率に応じて生活給をとつてしまふ、こういう意味は毛頭ないのでありまして、漸進的に行くほか実際の制度としてはいいない、こう思つております。

○阿貝根登君 わかりました。それではこういうことですね、今直ちにそういうことはできないけれども、そういう生活が安定するように徐々になつて来て、安定した上でそういうものは取除くのだ、こういうことですね。

○國務大臣(加藤五郎君) 安定してということはどこが安定といふことはなか／＼困難なこととございします。が、漸次そういう方向に私が給与を担当する間は持つて行きたいと、かように考へておりました、その点は御質問の御趣意と相違からんものと思つております。

○田村文吉君 私は今の御質問の御質問とちよつと違ひますが、これは私今すぐ御答弁頂きたいとは先刻から申上げておられるのだが、無論政治でございしますから、極端な変更を起すようなことをお避けになるといふこともわかる。わかるのだが、本間に日本の経済といふものを立直そうといふには、本間に働く人に働ける給料が行くといふことにならない限りは、日本の経済は立直りませんよといふことを、私は深く考へておるから、それは今までの情性だ、或いは重大な変更は困るというふうなことで、単純にお取上げにやつておられるのなら、それはもうあり来りのただ政治をなさつておられるだけであつて、本間に経済といふものを再建なさるには、そういうものではないけません。而もこれを作つた因は誰かといふと、公務員から始つたのだから、公

務員が先ずそういう点について範を示しておいでにならなければならぬ。こゝういつた今の給与特例法が出るということも、私はこの法律自体の精神は非常にいい。大いに一つやつてもらいたい。が、そういう場合に皆国民が勤勉に働いて、そうして行くといふことで、初めて日本というものが立直ることが出来る。それを慈善事業家のごとくに、食えないからやるといふようなことなら、自由労働者のような人たちは、誰が家族手当をもらつていますか。早い話がね。そういうようなことも考えて来た場合に、いつまでもまだ、そういう慣例にとらわれて行かなければならぬといふ考え方が、余りにもの證案をしな過ぎると、こゝろ私は思うので、申上げて、これに対しては政府として根本的に一つお考えになる必要がもう出ているのじやないかと、こゝう意味であります。

ですからこれはあえて答弁を要求しませんが、今阿具根君が丁度触れられましたので、私はちよつとその問題についてお伺いしたいのですが、第五条の丁度真中ぐらゐに「但し、職員の能率向上により収入が予定より増加し」ということがあつて、職員の能率の向上ということが前提条件になつてゐる。これはまあ形容詞としては非常に結構なんでありまして、職員の能率が向上したかしないかわからないが、予定より収入が増加した場合においては、お出しになるのか、ならないのか、これを一つお伺いしたい。

○國務大臣(加藤鐵五郎君) 田村君の前段の御注意は誠に有難く拝聴いたしておきまして、私の答弁の表現の仕方、或いは違つておつたかも知れませ

んが、御趣意はそういうふうに行くべきものであらうといふことでございませう。

それから只今第五条の「但し、職員の能率向上により収入が予定より増加し」と、こゝういふこと、又次に至りまして「経費を予定より節減した場合」といふことは、まあ私が考えます場合におきましては、郵便、郵政省方面などにおきましては、郵便、郵政省方面などにおきましては、年賀郵便が大幅な増減が、年賀郵便が大変予定より収入が多くなつた。又、そういうようなことで職員の努力によりまして、収入が、考えておつたより増えた場合においては、その一部を、こゝういふ業績の手当を褒美に出す、こゝういふ趣意でありまして、「能率の向上」といふことは、こゝういふ場合、私も素人でわかりませんが、法律文句によく使つてありますが、まあ形容詞と言へば形容詞であるが、そういうことも「能率の向上」といふことで、収入を努力して上げたといふことも、「能率の向上」だろ、こゝう思つております。

○田村文吉君 この問題は現に現業におありになつてゐるおかたのほうから、どういふ限界を以て「能率の向上」といふことに当てはめるか。私は「能率の向上」といふのは形容詞で、これはあつてもなくてもいいのだが、「収入が予定より増加し」といふことなら、もうすつきりするのです。そこでまあ細かいことを申上げるようですが、仮に印刷局にいたしましても、立派な能率のいい機械が入るといふと、能率はうんと殖える。従つて経費も安く上るのです。そういうような場合も、一体その「能率の向上」といふ意味に解釈さ

れて行こうという御趣意か、そういうような点の一つをお伺いしたい。まあ現業の官庁のかたがお出ででしょうから、現業官庁の方で、そういうことについて、こゝういふあいまいな文字をお使いになつて、今まで又事実上おやりになつていらつしやいますのですが、そこで私はそんなのはつきりしないことば言わなくてもいいから、収入が予定より増加した場合にどうする、はつきり言つたらいいじやないか。「能率の向上」といふような言葉でなしに、或いは勤勉といふなら、わかるのです。例へば休日も出勤をしたとか、或いは大いに時間外を十分の金ももらわんで大いに勉強したといふようなことで、勤勉手当といふような意味でやられるのならまだわかるのですが、一体「能率の向上」といふ言葉の目安は、どなたがどういふふうにしておつけになりますか、お伺いいたします。

○國務大臣(加藤鐵五郎君) 大まかなことを私からお答え申します。この収入が予定より増加した、誰がそれを見るかといふ御質問があつたように思つておりますが、「能率の向上」により収入が予定より増加し」と、こゝういふ「能率の向上」といふことにつきましては、又政府委員から御答弁いたします。が、収入が予定より殖えた場合は、誰がこれを認めるかといふことでありますが、これは一面におきまして、この公労法適用の職員のほうからいたしまして、団体交渉でこれは遠慮なく交渉が成立すると思ひますから、それに右へならえて、こゝう行きますが故に、こゝういふ目安は、「予定より増加し」といふ目安はいつでも付くと、こゝう思つております。

○田村文吉君 それはもうわかつてゐるのです。収入があつて、予算が出るのですから、予算より収入が殖えれば、それは出るのですから、それはわかつてゐる。それははつきりしてゐるのですが、能率の向上といふ言葉が前にあるから、能率の向上といふことは一体誰がその目安をおつけになるのかといふことを、在来においてもそういうことで扱はれてゐるのです。事実そうしてゐるのですが、こゝういふことはただ形容詞になつちやいかんの、本當に働いて勉強したから、これは収入を殖やしてもらつた、だから感謝の意を以てこれは国民が収入を殖やしてあげる、こゝういふふうにならなきや本當の活きたものにはならないのだ。そこで私は一体誰が「能率の向上」といふことを判定するのか。又例へば新式の機械が入つたために能率が向上した場合でも、それは従業員の能率の向上、努力の向上といふことを言うのか。そういう点について、まああなたは、そういう細かいこととおわかりにならないければよろしいから、そういうことのおわかりになるかたがたから、一つ御答弁願ひたい。

○政府委員(田上康雄君) 私からお答えいたしますが、第五条の条文は、御承知の通り、各五現業の特別会計に、これと同様の規定がありまして、現在まで公労法適用の職員には、同一の内容で特別の給与が支給されて来ているのであります。従つて実際上の問題としましては、只今の問題は具体的に從來通り処理されるのであつて、ただ今般救済されるいわゆる非適用職員は、公労法適用職員に準じて、同様にまあ特別の給与を受けるというだけの

問題であつて、こゝの第五条の内容につきましては、事実上は各五現業とも、支給の方法について何らむづかしい問題は存在しておらないのであります。ただお尋ねの、この誰が「能率の向上」により収入が予定より増加し」といふことをきめるかといふことは、主務大臣がこれを認定するわけでありませう。なお、具体的なことにつきましては、郵政省から給与課長が参つておりますので、給与課長から御説明を頂いたら、結構だと思ひます。

○委員(松浦清一君) 説明を求めますか。

○田村文吉君 ええ、どうぞ。

○委員(松浦清一君) お諮りしますけれども、郵政大臣官房人事課給与課長土生滋久君が御出席になつておられます。政府委員ではございませぬが、現場の事柄について御質問がありまして、場合に説明を許可することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員(松浦清一君) ではさうに計らいます。

○説明員(土生滋久君) 運用上の問題といたしましてどうやつて行くかというお尋ねだと解釈いたしますが、その点について御説明申上げたいと思ひます。能率の向上といふことは単なる看板だけではなくして、実際にもその精神によつてやつております。先ほど國務大臣からお話がありましたように、例へば郵政省におきまして、年賀郵便が非常に予定よりたくさん売れた。そのために予算に組んだ収入よりも多くなつた場合におきまして、一方においてその年賀郵便を処理するために非常にたくさん臨時者を雇つと

か、或いは又超過勤務手当として時間外の給手をたくさん支払つてしまふという事になります。収入に対する支出があつて、差引きれないという事になります。それは能率の向上がなかつた。結局そういうことをしないで、人もよそからたくさん雇わないで、而も時間外労働というよりなことも、これは、まあ必要な程度はやらなくちやならないわけですが、そういうものに使ひました経費も全部差引きまして、なお残つたものが出て来るわけでありまして、その場合におきましては、その一部を大蔵大臣のほうにおきまして業績手当として支給する。こういう事になつておるわけでありまして、具体的にはやはり職員側とも交渉し話し合ひをした結果、大蔵大臣がそれによつて支給するということになるわけでありまして。

○田村文吉君 大体よくわかりました。機械なんかの増設によりまして人の能率がうんと上つて来た。こういう場合もやはり入れておやりになつてもいいんじゃないかと思うんだが、それはどういふことになつておりますか。主として印刷局あたりの機械を多くお使いになるところに問題がある。そこで私はこれはまあ形容詞であつて、事実収入が殖えて経費を差引いて殖えたなら、それは大いに働いてもらつたという事で行かないと、こういう縛つた文句は、本當をいうと、非常にうるさい文句である。現にお支払いになつておる方法はそういう形で現業官庁ではお支払いになつておると思うんです。思うんですが、どうもやはりその点がいまいだから、むしろはつきりしてもいいんじゃないか、こう考えた

ので御質問申上げたわけでありまして。もう一つお伺ひしたいことは、その金の分配方法はどういふ目安で大体お配りになるお考えですか。これも一つついでにお伺ひしておきたい。

○説明員(土生滋久君) 機械の問題につきましましては、郵政の場合は殆んどすべて人力によつておりますので、あまりそういう問題は無いわけでありまして。次に配分の方法であります。これはやはり現在の公労法の建前からいひましても、組合側と交渉するということになつております。当局側といたしましては、できるだけ各職場別、各人別に能率の実績というものによつて配りたいという考え方が強いのであります。一方職員側としてもやはり或る程度は全体にも均等するようにしてやりたいという事で、その間の折衝を重ね、或る程度の妥協は行われるということになつておりました。具体的にその都度、その都度きめておるわけでありまして。

○田村文吉君 今日郵政だけでは、現業官庁でいひになつておるの。印刷のほうはお見えになつておる。せんか……。それでは私は質問をこれで打ち切りたいと思ひますが、希望を付しておきたいと思ひます。実際に能率を上げるときに全員努力をする、こういう場合には、管理要員であつても、それにタッチする人にはやはり分配されて然るべきものだと思ひます。で、ただ実際に機械やなんかを増設したために収入がふえた、それから自然現象で以て急に収益がふえた、こういうようなことで、た

手是非常に多く受けられるということ。は、他官庁との釣合ひもありまして思ひますので、これは将来この案が成立いたしました場合には、よほどそういう点についても政府が十分の責任を以て御監督をなさる必要がある。こういうことを考えますことを申述べまして私の質問を終ります。

○阿具根登君 時間があまりありませんが、今度の法案では、給与準則が主務大臣又は政令によりその委任を受けた者が定めるものとする、こういうことになつております。が、国家公務員法は、これは人事院が内閣又は国会に報告することになつておる、きめることになつておる。どういふわけで大臣がこういうことをされたのか、それをお伺ひいたします。

○国務大臣(加藤謙五郎君) 第四条の御質問でございますが、これは五現業各特別会計みな同様の文句があるのでございまして、それをここに入れただけだと思ひます。それによろしいと思ひます。

○阿具根登君 大臣の答弁では、先ほども私もよつと申しましたが、非常に複雑であるから情性を述べたいというやうな考えがあるかと思ひます。非常に情性のことをやつておられる、こういうふうな考へるわけなんです。これにはただ簡単に主務大臣又は政令の云々という事を入れてありますが、国家公務員のほうには人事院にそれを任してあるとしながら、非常に内規も詳細にきめられておる。これでやつて行くならば、大臣が勝手に政令によつて誰かに委任することができるといふ形になるわけなんです。人事院のほうではちや

んとその細則まで定められておる、非常に厳重にきめられてやつておられる。そういう点についてどういふふうにお考へになつておられますか。

○政府委員(安井謙君) 労働省に非常に関係の面が多いと存じますのでお答へいたしますが、これは御存知の通り、従来五現業で、組合員とそれから当局との間の取決めによつて準則がきめられ、規則もきめられ、それがただ同じ仕事をやりながら、組合員でないがために別扱いを受けておる、これは非常に不公平だとかアン・バランスだとかいふことで、種々国会でも御議論になつたところなんです、そのバランスを一方の組合の団体交渉に準じた扱いをする、こういう一歩進めたと申します。が、バランスをとつた法律案なのでございまして、この点につきまして根本的な問題はそうなからうかと思ひつておる次第であります。

○阿具根登君 私この問題についてまだ非常に納得もできませんし、質問が十分残つておりますが時間が無いようでありまして、いろ／＼な事情が出て参りましたので質問を打ち切ります。

○委員長(松浦清一君) ほかに御質問ございせんか……。御質問がなければ、本案件に關しての人事、労働合同委員会は、これで打ち切ることにして御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(松浦清一君) 御異議ないと思ひます。

次回は、定例日でございます土曜日に、午前十時より開会さして頂きたいと思ひますから御了承願ひいたします。本日はこれを以て散会いたします。

午後零時五十分散会

昭和二十九年五月二十一日印刷

昭和二十九年五月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局